

正式様式 / 公開用の架空記載例

獣害調査 結果報告書

農地への侵入経路、被害状況、対策提案

REPORT NO.

EFR-WL-2026-001

CLIENT

〇〇農園 御中（架空）

PERIOD

2026.07.01 / 07.15



調査対象地と林縁の記録

PHOTO / SAMPLE

越後フィールドリサーチ

FIELD RESEARCH REPORT

注意：場所、日時、数値、結果は説明用に設定した架空の内容です。

調査結果要約 / 結論

確認できた事実と優先対応

14日間でイノシシを7回確認しました。出現は21時36分から0時12分に集中し、5回で北西側の林縁と既設柵の切れ目を通る動きを確認しました。

CAMERA RECORDS

7回

5夜にわたり単独個体を記録

TARGET

イノシシ

撮影記録と現地痕跡で判定

MAIN ROUTE

北西側

7回中5回で同じ動きを確認

今回わかったこと

- 対象獣種** 大型の体形、長い吻、短い尾、歩き方を記録し、現地の足跡と掘り返し跡を照合してイノシシと判定しました。
- 出現時間** 7回の記録は21時36分から0時12分に集中しました。14日間のうち5夜で確認され、継続的な侵入が疑われます。
- 侵入経路** 北西側の林縁と既設柵の切れ目を通る動きが5回あり、最優先で対策を検討する位置として整理しました。

調査目的

撮影記録と現地痕跡を照合し、対象獣種、出現時間、主な侵入経路、優先すべき対策を整理する。

調査条件と品質管理

結論だけでなく、何を基準に記録し、どこまで確認できたかを残します。公開版では安全とプライバシーに関わる運用情報を省略しています。

調査目的	畑へ入る獣種、出現時間、主な侵入経路を確認
調査期間	2026.07.01 16:00 から 07.15 08:00
記録方法	被害地点と侵入候補を定点記録し、日時と移動方向を照合
現地確認	開始時、中間、終了時に足跡、掘り返し、食害を確認
判定基準	体形、吻、尾、歩き方、現地痕跡の一致
調査上の限界	画角外、遮蔽物、天候、記録状態による未確認を明記

判定とレビューの手順

01	02	03	04
基準を準備	記録を分類	差分を照合	所見を作成
日程、予定、開始時写真など照合に使う資料を確認。	事実、予定一致、要確認、判定保留へ区分。	時刻、現地変化、管理記録を突き合わせ。	断定できない点と次の確認方法を明記。

公開版では具体的な機材構成、設置位置、通知方法、人物が識別できる画像を掲載していません。

代表記録と判定根拠

時系列に並べ、確認できた事実と管理資料との照合結果を分けて記載します。人物の身元や意図は記録だけで断定しません。



暗視カメラの代表記録 / 公開用イメージ

REVIEW NOTE

対象獣種

大型の体形、長い吻、短い尾、歩き方を記録し、現地の足跡と掘り返し跡を照合してイノシシと判定しました。

日付	時刻	区分	記録内容
07/02	22:48	イノシシ	北西側の林縁から畑へ侵入。
07/04	23:17	イノシシ	既設柵の切れ目付近を通過。
07/05	21:36	イノシシ	同じ経路から侵入し約4分滞在。
07/08	00:12	イノシシ	作物列で土を掘り返す行動。
07/10	22:04	イノシシ	北西側から単独で侵入。
07/12	23:31	イノシシ	畑から林縁方向へ退出。

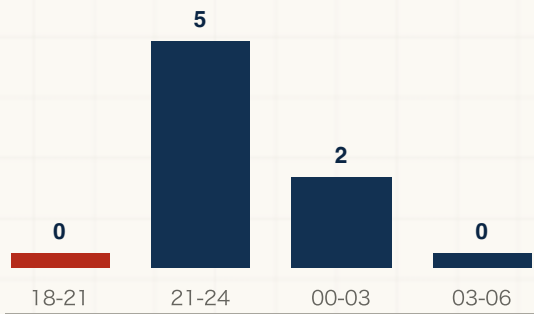
記録の取扱い

場所、日時、数値、結果は報告形式を示すための架空記載です。正式版では依頼者と合意した範囲で位置図、代表画像、観察記録を取り扱います。

記録から次の行動へ

14日間でイノシシを7回確認しました。出現は21時36分から0時12分に集中し、5回で北西側の林縁と既設柵の切れ目を通る動きを確認しました。

時間帯別の確認回数



分析所見

- | | | |
|----|------|---|
| 01 | 対象獣種 | 大型の体形、長い吻、短い尾、歩き方を記録し、現地の足跡と掘り返し跡を照合してイノシシと判定しました。 |
| 02 | 出現時間 | 7回の記録は21時36分から0時12分に集中しました。14日間のうち5夜で確認され、継続的な侵入が疑われます。 |
| 03 | 侵入経路 | 北西側の林縁と既設柵の切れ目を通る動きが5回あり、最優先で対策を検討する位置として整理しました。 |

推奨する対応

- | | | |
|----|----------|--|
| 01 | 侵入口周辺を整理 | 北西側の草刈り、落果や収穫残さの除去、既設柵の切れ目の暫定整理を優先します。 |
|----|----------|--|

- | | | |
|----|------------|---|
| 02 | 防護柵を専門家へ相談 | 調査図面と記録を持参し、電気柵や防護柵の設計、安全対策、維持管理を相談します。 |
|----|------------|---|

- | | | |
|----|----------|--|
| 03 | 相談先を切り分け | 市町村の鳥獣被害担当、県の支援窓口、施工事業者など、必要な専門分野を整理します。 |
|----|----------|--|

- | | | |
|----|---------|----------------------------------|
| 04 | 施工後に再確認 | 対策後に同じ観点で短期調査し、侵入回数と経路の変化を比較します。 |
|----|---------|----------------------------------|

調査の限界

- 14日間の記録であり、期間外の出現や画角外の行動を網羅するものではありません。
- 個体数は撮影範囲での見かけ上の結果であり、同一個体かどうかを完全には判定できません。
- 捕獲、駆除、電気柵や防護柵の施工は専門機関または専門事業者へ相談します。